



欧州ビジネス協会
在日欧州(連合)商工会議所

保険

主要な問題および提案



グローバルなソルベンシー等の 規制基準との整合化



グローバルなソルベンシー等の 規制基準との整合化

年次現状報告：進展

- EBCは、国際規制当局の間でリーダーシップを取ることを目指す金融庁の意欲およびソルベンシー分野での金融庁の取り組みを評価する。
- しかしながら、金融庁のソルベンシーマージン要件案をソルベンシーIIのアプローチとさらに一致させることは、日本でビジネスを行う欧州の保険会社にとって、すべての活動拠点で同じ手法を用いて、グループ横断的なリスクマネジメント戦略をより良く策定することが可能となることから、きわめて重要である。

グローバルなソルベンシー等の 規制基準との整合化

年次現状報告：進展

- こうした動きは、金融庁と保険会社の共通の目標である保険会社のリスクマネジメント改善を促進すると同時に、それに報いることにもなるであろうし、おそらくは、複数の法域にまたがってビジネスを行っている保険会社にかかる、規制当局への報告の全体的負担を軽減するだろう。
- EBCはこうした問題について金融庁に関連情報を提供しうる立場にある。

グローバルなソルベンシー等の 規制基準との整合化

提案

- ❑ 日本は、ソルベンシーIIとの整合化のための、スケジュールを含むロードマップを定めることによって、日本のソルベンシー基準と国際ソルベンシー基準の整合化達成を目指した改革を促進すべきである。民間保険会社を含むすべての関係当事者が新しい枠組みに備えることができるためには、これが最重要である。
- ❑ 市場ベースのソルベンシーマージン算出方法は、ソルベンシーII とさらに一致させるべきである。
- ❑ 日本は引き続き、システム上重要な保険会社および国際的に活動している保険グループについての、FSB/IAIS による監督強化措置の策定に本格的に参加すべきである。

グローバルなソルベンシー等の 規制基準との整合化

提案

- 政府は、FSB/IAIS の政策措置案を日本市場に関して採用する際には、そうしたリスクマネジメント報告や自己資本妥当性要件が保険会社に課す負担を考慮に入れ、国境を越えた法域の相反する要件を最小限に抑えるべきである。
- 政府は、日本版ソルベンシーII を導入する際には、契約者保護機構制度改革を検討すべきである。

商品認可

APPROVED

商品認可

年次現状報告：若干の進展

- ❑ EBCは、商品認可手続を改善するための金融庁の取り組みや、規制当局と国内外の保険会社との間の定期的な対話の設定を高く評価する。
- ❑ EBCは、認可手続におけるキーポイントについて金融庁が情報を開示したことも高く評価する。
- ❑ これは保険会社が商品審査に備える助けとなる。

商品認可

年次現状報告：若干の進展

- ❑ しかし、商品認可手続は、海外市場と比べて依然長い時間がかかり、商品開発の遅延につながるとともに、効果的な事業戦略計画の策定を困難にする。
- ❑ より迅速な商品認可は保険会社だけでなく消費者にも益するはずであり、したがって、顧客の最善の利益を推進するという金融庁の目標を推進することになるとEBCは確信する。
- ❑ さらにEBCは、消費者保護を確保しつつ、「届出制」を導入し、その実施計画を提示するよう金融庁に促す。

商品認可

提案

- ❑ 金融庁は、商品認可が海外でどのように行われているかを検討すべきである。EBC は、調査活動をより効率的・効果的なものにするため、知見を喜んで提供する。
- ❑ 金融庁は、保険会社が事前承認を得る必要なしに商品を登録できるようにする制度を導入すべきである。金融庁は、事後チェックによる監督権限を保持すればよい。
- ❑ 金融庁は、金融機関やその他民間の関係筋と協力して、金融商品に関する消費者リテラシーの向上に取り組むべきである。



銀行販売の公正競争



銀行販売の公正競争

年次現状報告：限られた進展

- ❑ 日本の消費者にメリットを提供する上でのバンカシュアランスの重要性が高まるなか、EBCは、日本の保険会社が日本の銀行に対して持つ大株主としての強い影響力について懸念している。
- ❑ 例えば、近年、欧州企業は団体信用生命保険と関連商品の分野で、日本市場に一連のイノベーションをもたらして、日本の住宅ローン利用者に重病および就業不能に備える貴重な保障を提供してきた。
- ❑ このビジネスは今や、日本の保険会社によってコピーされている。

銀行販売の公正競争

年次現状報告：限られた進展

- EBCは、日本の消費者にさらに益する、市場での健全な競争を歓迎する一方で、保険会社がこうした商品を、自社が所有する銀行自体の顧客に販売する場合には潜在的な利益相反があると確信する。
- 競争が、日本の消費者にとって関係のない、保険会社と銀行の間の持ち株関係よりむしろ、商品とサービスの質、およびイノベーションを行う能力に基づくことを保証するべく状況を注意深く監視することは、各社のフィデューシャリー・デューティーの一部であるとEBCは確信する。

銀行販売の公正競争

提案

- ❑ 金融庁は、販売手数料の水準を適切に監視しつつ、バンカシュアランスをさらに自由化すべきである
- ❑ 第一歩として金融庁は、銀行と会社との関係にかかわらず、銀行がどんな会社の従業員にも保険を販売できるようにすべきであり、また銀行のデータを利用できるようにすべきである。
- ❑ 金融庁は、競争があくまで商品やサービスの公正競争に基づくものであって、既存の持ち株関係によって歪められることがないよう注意を払うべきである。

INSURANCE

日本郵政(かんぽ生命)の改革

日本郵政(かんぽ生命)の改革

年次現状報告: 若干の進展

- ❑ IPOが実施されたにもかかわらず、政府は日本郵政の大株主であり続けているため、国民は政府が日本郵政の様々な事業体を保証してくれると依然思い込んでいる。
- ❑ これはかんぽ生命による不公平な競争上の優位性をもたらすとEBCは考えている。
- ❑ かんぽ生命は商品ポートフォリオの拡大を意図するなか、これを利用している。
- ❑ 政府による日本郵政の株式所有は民間部門に悪影響を及ぼすとEBCは確信している。

日本郵政(かんぽ生命)の改革

提案

- ❑ 日本郵政の株式の100%が民間によって保有されるまでは、かんぽ生命の商品ポートフォリオは拡大されるべきではなく、かんぽ生命の商品限度額は現行水準に制限されるべきである。したがって、政府は公平や競争条件を確保すべきである。
- ❑ 政府は、日本郵政、かんぽ生命、ゆうちょ銀行に関して十分なコーポレートガバナンスが設けられていることを確認すべきである。
- ❑ 政府は、政府保有株式の売却をどう意図しているかに関するより明確なロードマップを発表すべきである。
- ❑ 政府は、WTO GATSの下での約束を守るべきである。



販売慣行



販売慣行

年次現状報告：若干の進展

- ❑ 法人である保険代理店による、親会社および関連会社の社員への保険販売は、いわゆる「第三分野」保険商品に限定されている（保険業法施行規則第234条、平成10年大蔵省告示第238号）。
- ❑ EBCは、行政改革委員会（1997年）や保険審議会（1992年）で検討された通り、この制限の理由を十分承知している。
- ❑ しかしながら、現行の規則は、新規参入者にとって障害となる可能性があり、日本の消費者にとって有益でないおそれがあるとEBCは考えている。
- ❑ さらに、社会経済および消費者への影響を慎重に考慮に入れた、手数料開示に関する規制案についての公開協議を設けるべきであるとEBCは確信する。
- ❑ EBCは、手数料の適正水準を確認する方法に関する話し合いが加速化されることを期待している。

販売慣行

提案

- ❑ 金融庁は、新たに生まれたテクノロジーや変化しつつある保険販売を考慮に入れて、上で詳述した告示や関連規制を見直し、日本の消費者に益するさらなる規制緩和のロードマップを提示すべきである。
- ❑ 金融庁は、販売慣行について検討する際には、顧客がより広範な商品ポートフォリオから選択を行えるようにすることにより重点を置くべきである。

Insurance

共濟

Policy



共済

年次現状報告：進展なし

- ❑ 目下のところ、共済には保険業法が適用されない。
- ❑ 共済の活動している分野によって、共済を管轄する省も異なっている。
(例えばJA共済は農林水産省が管轄している。)

提案

- ❑ 共済は、金融庁の監督下に置かれて、保険業法が適用されるべきであり、また、そうした規定が設けられるまでは、業務の拡大を認められるべきではない。
- ❑ これが達成されるまでは、共済とそのそれぞれの関係当局は、金融庁と同じ基準と規制を適用すべきである。
- ❑ 共済への加入は、さらに明確化されるべきであり、特定の職業など、本来意図された通りの明確に規定された集団に限定されるべきである。